

越前市公営企業告示第10号

越前市水道事業等に係る本管布設工事における施工技術の確保に関する要綱を次のとおり制定する。

平成22年3月30日

越前市長 奈良 俊 幸

越前市水道事業等に係る本管布設工事における施工技術の確保に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市水道事業、越前市簡易水道事業及び越前市工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に係る本管布設工事において、水道法（昭和32年法律第177号）第5条及び工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第11条に規定する施設基準に適合した施工技術を確保し、水道水の安全を図るため、法令その他別に定めるものを除き、本管布設工事を行うことができる者の資格その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「本管布設工事」とは、新設、改良等のための水道本管（配水管、導水管及び送水管をいう。以下同じ。）の布設、移設又は撤去に係る工事、弁栓類の設置工事及び水道本管の修繕工事をいう。

(布設工事業者)

第3条 水道事業等に係る本管布設工事を行うことができる者（以下「布設工事業者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者に限るものとする。ただし、特殊な技術を必要とする工事の場合その他の市長が特別の事情があると認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 管工事業又は水道施設工事業に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者であること。

(2) 水道法第16条の2第1項による指定給水装置工事事業者（越前市水道事業給水条例（平成17年越前市条例第230号）第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けている者であること。

(3) 市内に主たる営業所を有する者であること。

(4) 過去3年以内における本市での本管布設工事の実績（下請契約による場合を含む。）を有する者であること。

（専門技術者）

第4条 布設工事事業者は、水道事業等に係る本管布設工事の施工に当たっては、工事の現場ごとに配管の接合、切断、分岐、止水等専門の技術力を有する者を置かなければならない。

2 前項の「専門の技術力を有する者（以下「専門技術者」という。）」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、配水管技能者として社団法人日本水道協会に登録されている者をいう。

(1) 財団法人給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能者講習会を受講し、修了証の交付を受けている者

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく1級配管技能士又は2級配管技能士の資格を有する者

(3) 社団法人日本水道協会福井県支部長が認定する配管技能者の資格を有する者

(4) 日本ダクティル鉄管協会が実施する配管技能に係る講習会を受講し、修了証の交付を受けている者

(5) その他配管技能を有する者として市長が認める者

3 専門技術者は、同時に2以上の布設工事事業者に所属することはできない。

4 専門技術者は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者と兼ねることができる。

（委任）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に該当する者は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間は、配水管技能者として社団法人日本水道協会に登録されている者とみなす。